



令和3年度
交通事故相談員（県民相談員兼務）【会計年度任用職員】
採用試験案内

（問い合わせ先）和歌山県環境生活部県民局県民生活課
TEL 073（441）2345（直通）

1 受付期間及び採用試験結果発表

| | |
|----------|--|
| 受付期間 | 持参または郵送による受付 令和3年12月1日（水）～令和3年12月24日（金）【消印有効】 |
| 採用試験結果発表 | 令和4年1月下旬予定（合否にかかわらず郵送で通知します。） |

2 試験区分・採用予定人数・勤務場所・業務内容

| 試験区分 | 採用 予定人数 | 勤務場所 | 業務内容 |
|----------------------|------------|---|--|
| 交通事故相談員 （県民相談員兼務） | 1名程度 | 和歌山県庁 環境生活部 県民局 県民生活課 県民相談室・和歌山県 交通事故相談所 （和歌山市小松原通 一丁目1番地 県庁本館2階） | 県民相談、移動県民相談業務、 交通事故被害者等の相談・指導 業務、並びに市町村の行う交通 事故等相談の指導業務 |

3 受験資格

(1) 交通事故に関する相談業務又は紛争処理業務に3年以上従事した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容

| 試験種目 | 内容 |
|------|---|
| 面接試験 | 交通事故相談員（県民相談員兼務）として必要な能力、経験、人物、性格等についての個別面接 |

※面接試験では評定項目を設けています。合格者は、各評定項目の総合得点順に決定します。ただし、各評定項目で一定の基準に達しないものがある場合、総合得点が高くても

不合格となることがあります。

5 試験日時及び試験会場

| 試験日 | 試験場所 |
|--------------|--------------------------------|
| 令和4年1月19日(水) | 和歌山県庁内会議室等 (和歌山市小松原通一丁目1番地) |

※受付締め切り後、受験者あてに通知します。

6 勤務条件等

| | |
|------|--|
| 任用期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間 ※勤務実績に基づく能力実証により2回を限度として公募によらない再度の任用を行うことがあります。それ以降の勤務を希望する場合は、公募に応募していただき受験していただく必要があります。 |
| 勤務形態 | 勤務日：週3日（1週の月曜日から金曜日のうち2日、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く。） 勤務時間：午前9時から午後5時まで（休憩1時間）の7時間 ※職務の遂行上、所属長が必要と認める場合には、1週間当たり21時間の範囲内で勤務時間の割り振りを変更する場合があります。 ※所属長が臨時又は緊急の必要があると認める場合等において、時間外勤務を命ずる場合があります。 |
| 報酬等 | ○報酬 日額 7,231円から8,519円まで（令和3年11月現在） ※報酬の日額は、前歴換算を加味して決定します。 ※月ごとの勤務日数分の報酬を、翌月第8営業日に支給します。 ○期末手当 「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の定めに従い支給（年2回支給【6月、12月】、支給割合は、2.55月分【1.275月×2回】） ※ただし、初年度の6月分は、1.275月×30/100とします。 また、条例改正により、変更する可能性があります。 ○費用弁償（通勤手当相当分） 「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の定めに従い支給（1月当たり55,000円が限度） |
| 福利 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償 |
| 休暇 | ○年次有給休暇 勤務年数に応じ付与（採用1年目の場合は5日付与） ○特別休暇 忌引休暇（有給）、病気休暇（無給）等 |
| 服務 | 地方公務員法の次の各規定が適用され、違反した場合は、一般職員と同じように懲戒処分等の対象となります。 ア) 服務の根本基準 イ) 服務の宣誓 ウ) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 エ) 信用失墜行為の禁止 オ) 秘密を守る義務 カ) 職務に専念する義務 キ) 政治的行為の制限 ク) 争議行為等の禁止 |

7 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申し出により、情報提供を受けることができます。

情報提供を希望する人は、事前に電話連絡を入れてから、以下により受験者本人が受験案内通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県環境生活部県民局県民生活課（県庁本館2階）に申し出てください。

| 情報提供の対象者 | 内 容 | 期 間 |
|----------|--|---|
| 受験者 | 面接試験の評定項目別の得点、基準に達していない評定項目並びに総合得点及び総合順位 | 合格発表の翌日から1か月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）午前9時から午後5時45分まで |

8 受験申込及び受付期間

| | |
|------------|---|
| 申込方法 | 次項の申込書類を、下記の申込先へ持参又は郵送してください。 ※郵送の場合は、必ず簡易書留郵便によるものとし、封筒の表に「 受験申込 」と朱書きしてください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。 ※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時45分までの間に申込先に提出して下さい。 |
| 申込書類 | ① 履歴書 1通 ※写真を貼付したもの ② 業務従事証明書（「3 受験資格(1)」に該当する業務について、受験者が従事したこと（していること）を雇用主が証明する書類） |
| 申 込 先 | 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県 環境生活部 県民局 県民生活課 古根川 宛 |
| 受付期間 | 令和3年12月1日（水）～令和3年12月24日（金）【消印有効】 |
| 受験案内 | 申込書類を受理した後、申込書類の内容を確認し、郵便により受験案内通知を送付します。令和4年1月12日（水）までに受験案内通知が到着しないときは、至急、下記問い合わせ先まで御連絡ください。 |
| 申込書類の記入方法等 | ① 提出書類に不備があるときは受理できない場合があります。 ② 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。 ③ 記入はインキ又はボールペンを用いてください。数字は算用数字を用い、日付は和暦で記入してください。 ④ 職歴は、履歴書に必ず記入してください。現在も在職されている場合、在職期間は申請時点の年月を記入してください。 また、「3 受験資格の(1)」の業務の内容及び従事期間（3年以上）が分かるように記入し、業務従事証明書を添付してください。 |

9 問い合わせ先

和歌山県環境生活部県民局県民生活課（電話：073(441)2345（直通））